

平成31年度 I期選抜入学者募集要項

福島県立安達東高等学校

〒964-0316 福島県二本松市下長折字真角 13

TEL (0243) 55-2121 FAX (0243) 55-3780

1 募集定員

課 程	学 科	募 集 定 員
全日制の課程	総 合 学 科	80名の40%程度とする

2 出願資格

出願することのできる者は、次の(1)(2)のいずれかに該当し、(3)の条件を満たす者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業又は修了した者、あるいは平成31年3月卒業見込又は修了見込の者(以下「卒業生及び卒業見込の者」という。)
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則(昭和41年文部省令第36号)により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - ⑤ 高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (3) 「3 志願してほしい生徒」を踏まえ、本校を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

3 志願してほしい生徒

本校では、総合学科について理解し、教養系列・専門系列のいずれかにおいて学ぶ動機・理由が明確で、積極的に努力することができる生徒、なおかつ、下記の(1)(2)のいずれかに該当する個性豊かな生徒の志願を広く求める。

- (1) 将来の進路目標が明確で、自己実現をめざして継続して努力できる生徒
 - ① 四年制大学をはじめとする上級学校への進学をめざす。
 - ② 福祉・家庭・農業及び工業・商業等の分野について専門性を追求し、知識や技能の習得をはかり、関連の職業や上級学校進学をめざす。
- (2) 特別活動等に関して積極的に取り組む意志のある生徒
 - ① 実績の有無にかかわらず、部活動に積極的に取り組み、高い目標に向けて挑戦し続ける意欲がある。
 - ② 生徒会活動やボランティア活動等に積極的に取り組み、自己を高める意欲がある。

4 出願方法及び併願の取扱い

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学(出身)中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。
- (3) 出願は、本校に限るものとし、併願は認めない。

5 出願期間

平成31年1月17日(木)から1月22日(火)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、返信用封筒を同封の上、平成31年1月22日(火)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

6 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者

- ① 入学願書

入学検定料として2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。ただし、志願者において消印しない。

- ② 平成31年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書

ただし、年齢20歳以上の者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。

- ③ 志願理由書(本校所定のもの)

- ④ 受験票用紙(受験番号欄の学科名、中学校名、氏名を記入したもの)

- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙(中学校名、出願者氏名及び出願課程・学科名を記入したもの)

(2) 上記(1)以外の者

① 入学願書

入学検定料として2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。ただし、志願者において消印しない。

② 志願理由書(本校所定のもの)

③ 健康診断書(平成31年1月以降に医師の診断を受けたもの)

ただし、前記「2 出願資格」の「(2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者」の②に相当する者については、健康診断書の提出を免除することができる。

④ 履修証明書、学習成績証明書(ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの)

⑤ 受験票用紙(受験番号欄の学科名、氏名を記入したもの)

⑥ 入学検定料納付済証明書用紙(出願者氏名及び出願課程・学科名を記入したもの)

(3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、志願者名簿を添付する。

7 県外からの出願

県外からの出願者は、前記6に示した出願書類のほか、次の書類を本校校長に提出する。

(1) 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類

(2) 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類

8 願書受付

(1) 出願書類を受け付けたときには、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。出願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。

(2) 入学願書に記載した事項に虚偽があると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことがある。

9 出願の取消し

(1) 中学校卒業後及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届を在学(出身)中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。

(2) 上記(1)以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。

(3) 出願を取り消す者は、本校校長に受験票を返還する。

ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

10 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

(1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、82円切手を貼付した返信用封筒(定形)を同封する。

(2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。

(3) 提出期間は、平成31年1月17日(木)から1月22日(火)までとする。

郵送の場合には、1月22日(火)の消印有効とする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

11 選抜方法・選抜資料

志願者には面接と小論文を課し、以下の(1)から(4)の選抜資料により、本校教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格内定者を決定する。

(1) 志願理由書: 本校への志望動機及び将来への抱負、高校生活で特に学びたいこと等について本人が記入する。

(2) 調査書: 「各教科の学習の記録」は135点満点、「特別活動等の記録」は65点満点とし、合計200点満点とする。

(3) 面接: 個人面接を実施する。面接の内容には中学校における学習活動の成果を問う内容(数学、英語、理科、社会)を含む。面接については、点数化する。

(4) 小論文: 小論文を実施する。あるテーマに関する資料をもとに、600字程度(総字数)で自分の意見等をまとめる小論文とする。小論文については、点数化する。

12 面接・小論文の日時及び会場

- (1) 日時 平成31年1月31日(木)
- | | | |
|--------|-----------|--------------|
| 開 場 | 午前 8時00分 | |
| 点呼・諸注意 | 午前 8時30分～ | (本校南校舎 大講義室) |
| 小論文・面接 | 午前 9時00分～ | |
- (2) 会場 福島県立安達東高等学校
- (3) 持参物 受験票、筆記用具、上履き、昼食
- (4) その他 スマートフォン等の通信機器は持ち込まないこと。(公衆電話はカードが利用できない)

13 選抜結果の通知及び入学の確約

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者
- 平成31年2月5日(火)正午以降に、選抜結果を当該中学校長にⅠ期選抜結果の通知書により通知する。合格内定者には、Ⅰ期選抜合格内定通知書を当該中学校長を通して交付する。
 - 合格内定の通知を受けた者は、入学確約書を当該中学校長を通して平成31年2月7日(木)から2月12日(火)正午までに本校校長に提出する。
ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。
- (2) 上記(1)以外の者
- 合格内定者に対して、平成31年2月5日(火)正午以降に、Ⅰ期選抜合格内定通知書を交付する。
 - 合格内定の通知を受けた者は、入学確約書を平成31年2月7日(木)から2月12日(火)正午までに本校校長に提出する。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

14 合格者発表

- 入学確約書の提出があった者については、平成31年3月14日(木)正午以降に、合格者として本校で発表する。(Ⅱ期選抜の合格者発表と同時に行う。)
- 合格者に対して合格通知書を交付するので、発表当日(3月14日)受験票を持参の上、午後1時までに来校すること。
- 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

15 その他

- Ⅰ期選抜で不合格となった者が、Ⅱ期選抜又はⅢ期選抜に出願するときは、福島県立高等学校入学者選抜実施要綱の定めるところにより、新たに出願書類を提出する。
- 合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

※ 以上のほか、平成31年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱による。